

屋外広告業登録 Q&A

（登録制度について）

質問：なぜ登録が必要なのですか？

回答：屋外広告物は、良好な景観の形成と公衆に対する危害の防止の観点から、屋外広告物法および地方公共団体の条例等により規制されており、屋外広告業者は、これらの規制を含め、良好な屋外広告物を設置するための専門的な知識を有している必要があります。不良業者を排除し、良質な業者を育成することを目的として、平成 17 年から登録制度が始まりました。

質問：どこに登録する必要があるのですか？

回答：業登録の権限は、都道府県知事、指定都市の長、中核市の長の権限となっています。滋賀県内（大津市を除く）で屋外広告業を営む場合は滋賀県で登録が必要です。大津市で屋外広告業を営む場合は大津市で登録が必要となります。

なお、建設業許可では営業所の所在する都道府県での許可が必要ですが、屋外広告業登録では実際に屋外広告物の設置工事を行う場所が屋外広告業を営む場所となります。また、建設業許可と異なり、国土交通大臣の登録というものは存在しないため、各都道府県等でそれぞれ登録を受ける必要があります。

質問：登録を受けずに営業を行った場合、罰則はありますか？

回答：登録を受けずに屋外広告業を営んだ者は、1 年以下の拘禁刑または 50 万円以下の罰金に処せられます。

質問：確認すべき法令等がありますか？

回答：滋賀県での登録に関しては、滋賀県屋外広告物条例および滋賀県屋外広告物条例施行規則（以下、県条例等）を参照してください。県条例等の条文や登録手続、各種様式等は、滋賀県の WEB サイトで確認できます。なお、大津市での登録については、大津市の条例等を参照してください。

質問：支社長や営業所長の名前で登録の申請が可能ですか？

回答：法人の場合、法人の代表者が申請者となっていた必要があります。

質問：法人として登録があれば、どの営業所でも滋賀県内で営業できますか？

回答：屋外広告業の登録簿に記載されている営業所だけが滋賀県内で営業できます。新たに県内で営業を行う営業所を設置した場合は、変更の届出により営業所を追加する手続が必要です。なお、屋外広告物の設

置工事を管轄しない単なる連絡事務所等は、登録は不要です。

質問：登録を受けるにあたって必要な要件はありますか？

回答：滋賀県屋外広告物条例第 23 条の 4 に規定する登録拒否事由に該当する場合は、登録を受けることができません。また、営業所ごとに「業務主任者」を選任する必要があり、業務主任者は、下記 1～4 のうちいずれかの資格要件を満たすものでなければなりません。

1. 都道府県、指定都市または中核市が行う屋外広告物講習会の修了者
2. 屋外広告士
3. 職業能力開発促進法に基づく職業訓練指導員免許保持者、技能検定合格者または職業訓練修了者であって広告美術仕以上に係るもの
4. 知事が、必要な知識を有すると認定した者

質問：屋外広告物講習会とは何ですか？

回答：屋外広告物の表示および掲出物件の設置に関し、必要な知識を修得いただくことを目的に全国の都道府県や指定都市、中核市が開催する講習会で、修了することで業務主任者の資格要件を満たすことができます。

近畿地区では、各府県市等の持ち回りで年 2 回程度開催されています。全国での今後の開催予定については、「一般社団法人日本屋外広告業団体連合会」の WEB サイトで確認できます。

質問：業務主任者とは何ですか？

回答：屋外広告業に関する下記 1～4 にかかる業務の総括を行う者をいいます。業務主任者については、必ずしもその営業所の専任の者である必要はありませんが、雇用契約等により事業主体と継続的な関係を有し、通常勤務時間中はその営業所の業務に随時従事できる体制であることが必要です。※勤務実態のない名義貸しは認められません。

1. 屋外広告物に関する法令の規定の遵守
2. 設置工事の適正な施工その他安全の確保
3. 帳簿の記載、保存
4. その他業務の適正な実施の確保

質問：登録を受けた後に注意すべきことはありますか？

回答：主に下記 1～4 の事項について、適正に対応をお願いします。

1. 登録番号、登録年月日・名称等を記載した標識の掲示
2. 屋外広告業に関する帳簿の記載・保管
3. 登録の更新（5 年ごと）、登録事項の変更の届出、廃業等の届出等
4. その他、屋外広告物に関する法令の遵守等

（登録が必要な屋外広告業の範囲）

質問：屋外広告業とはどのようなものをいうのですか？

回答：屋外広告業とは、屋外広告物の表示または屋外広告物を掲出する物件の設置を行う営業をいいます。すなわち、屋外広告物の広告主等から屋外広告物の表示または掲出物件の設置に関する工事や作業等を請け負い、表示、設置することを業として営むことをいいます。

質問：屋外広告物とはどのようなものをいうのですか？

回答：常時又は一定の期間継続して屋外で公衆に表示されるものであって、看板、立看板、広告旗、はり紙ならびに広告塔、広告板、建物その他の工作物等に掲出・表示されたものならびにこれらに類するものをいいます。営利用の広告物に限らず、道標や管理用看板、建物名称、絵画等、イメージを表出しているものは、屋外広告物に該当します。

▼屋外広告物の例



質問：工事１件の請負代金が５００万円に満たない軽微な工事のみを請け負って営業する場合でも登録が必要ですか？

回答：建設業許可と異なり、屋外広告業登録では請負代金の多寡は関係がありません。軽微な工事のみであっても登録が必要です。

質問：自社の看板の設置工事を自社が直営で行う場合、登録は必要ですか？

回答：この場合は、広告主等から設置工事を請け負っているわけではないので、屋外広告業に該当せず、登録は不要です。

質問：元請けの建設業者から屋外広告物の設置を下請けとして受注する場合、登録は必要ですか？

回答：屋外広告業に該当するため、下請け業者も登録が必要です。※元請け、下請けを問いません。

質問：施主から屋外広告物の設置工事を含む建設工事を請け負い、屋外広告物の設置工事の部分だけを登録のある屋外広告業者に外注す

れば、登録は不要ですか？

回答：建設業者が、施主から屋外広告物の設置を含めて全体の建設工事を請け負っている場合は、仮に下請け業者が登録のある業者であっても、元請けである建設業者も屋外広告業の登録が必要です。※元請け、下請けを問いません。

質問：広告代理店を営んでいる場合、登録は必要ですか？

回答：単なる仲介や広告掲載権の販売のみを行う等、設置工事を請け負わない場合は、登録は不要です。ただし、広告主から屋外広告物の設置工事まで含めて請け負う場合（広告代理店が元請となり、設置工事を別会社に下請けに出す場合も含む）は、登録が必要です。

質問：建築物に付帯するいわゆる看銘板等の設置工事をする場合は登録が必要ですか？

回答：建築物に付帯するビル名称や定礎銘板、企業ロゴ等の看銘板も屋外広告物に該当しますので、その設置工事を請け負う場合には、屋外広告業の登録が必要です。

質問：看板を制作するだけで、設置工事を行わない場合でも登録が必要ですか？

回答：看板を制作するだけで、設置工事を行わない場合は、屋外広告業に該当しないため、登録は不要です。

質問：建設工事の安全管理等のために表示する看板の設置には登録が必要ですか？

回答：建設工事の安全管理等のための看板類は、建設会社が自己の事業のために自己が設置するものと解されるため、屋外広告業には該当せず、登録は不要です。

質問：建築工事一式の中で、突出広告や屋上広告を施工する場合は登録が必要ですか？

回答：突出広告や屋上広告等、屋外広告物を表示することを目的とする部分を施工する場合は、登録が必要です。なお、広告物の表示がなくても、表示板面等の施工をする場合は、登録が必要となります。

質問：建築工事一式の中で、屋外広告物の下地（鉄骨等）や基礎のみを施工する場合は登録が必要ですか？

回答：屋外広告物を表示することを目的とする部分を施工する場合でも、下地（鉄骨等）や基礎の部分のみであれば、屋外広告物には該当しないと解されるため、登録は不要です。なお、広告物の表示がなくても、表示板面等の施工をする場合は、登録が必要となります。

(参考)

滋賀県屋外広告物条例(抜粋)

(屋外広告業の登録)

第 23 条 屋外広告業を営もうとする者は、知事の登録を受けなければならない。

2 前項の登録の有効期間は、5年とする。

3 前項の有効期間の満了後引き続き屋外広告業を営もうとする者は、更新の登録を受けなければならない。

4 前項の更新の登録の申請があつた場合において、第2項の有効期間の満了の日までにその申請に対する処分がされないときは、従前の登録は、同項の有効期間の満了後もその処分がされるまでの間は、なおその効力を有する。

5 前項の場合において、更新の登録がされたときは、その登録の有効期間は、従前の登録の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。

(登録の申請)

第 23 条の2 前条第1項または第3項の規定により屋外広告業者の登録を受けようとする者(以下「登録申請者」という。)は、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

(1) 氏名および住所(法人にあつては、その名称および代表者の氏名ならびに事務所の所在地)

(2) 県内(大津市の区域を除く。以下同じ。)において営業を行う営業所の名称および所在地

(3) 法人にあつては、その役員(業務を執行する社員、取締役、執行役またはこれらに準ずる者をいう。以下同じ。)の氏名

(4) 未成年者にあつては、その法定代理人の氏名および住所(法定代理人が法人である場合にあつては、その名称および代表者の氏名ならびに事務所の所在地ならびにその役員の氏名)

(5) 第2号の営業所ごとに選任される業務主任者の氏名および所属する営業所の名称

2 前項の申請書には、登録申請者が第 23 条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であることを誓約する書面その他規則で定める書類を添付しなければならない。

(登録の実施)

第 23 条の3 知事は、前条の規定による申請書の提出があつたときは、次条第1項の規定により登録を拒否する場合を除くほか、次に掲げる事項を屋外広告業者登録簿に登録しなければならない。

(1) 前条第1項各号に掲げる事項

(2) 登録年月日および登録番号

2 知事は、前項の規定による登録をしたときは、遅滞なく、その旨を登録申請者に通知しなければならない。

(登録の拒否)

第 23 条の4 知事は、登録申請者が次の各号のいずれかに該当する者であるとき、または第 23 条の2の申請書もしくはその添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、もしくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

(1) 第 26 条の2第1項の規定により登録を取り消され、その処分のあつた日から2年を経過しない者

(2) 屋外広告業者で法人であるものが第 26 条の2第1項の規定により登録を取り消された場合において、その処分のあつた日前 30 日以内にその屋外広告業者の役員であつた者でその処分のあつた日から2年を経過しないもの

(3) 第 26 条の2第1項の規定により営業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者

(4) この条例もしくは法に基づく他の地方公共団体の条例またはこれらに基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、または執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者

(5) 屋外広告業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者でその法定代理人が前各号または次号のいずれかに該当するもの

(6) 法人でその役員のうちに第1号から第4号までのいずれかに該当する者があるもの

(7) 第 23 条の2第1項第2号の営業所ごとに業務主任者を選任していない者

2 知事は、前項の規定により登録を拒否したときは、遅滞なく、その理由を示して、その旨を登録申請者に通知しなければならない。

(登録事項の変更の届出)

第 23 条の5 屋外広告業者は、第 23 条の2第1項各号に掲げる事項に変更があつたときは、その日から 30 日以内に、その旨を知事に届け出なければならない。

2 知事は、前項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る事項が前条第1項第5号から第7号までのいずれかに該当する場合を除き、届出があつた事項を屋外広告業者登録簿に登録しなければならない。

3 第 23 条の2第2項の規定は、第1項の規定による届出に準用する。

(屋外広告業者登録簿の閲覧)

第 23 条の6 知事は、屋外広告業者登録簿を一般の閲覧に供しなければならない。

(廃業等の届出)

第 23 条の7 屋外広告業者が次の各号のいずれかに該当することとなつた場合においては、当該各号に定める者は、その日(第1号の場合にあつては、その事実を知つた日)から 30 日以内に、その旨を知事に届け出なければならない。

(1) 死亡した場合 その相続人

(2) 法人が合併により消滅した場合 その法人の代表者であつた者

(3) 法人が破産手続開始の決定により解散した場合 その破産管財人

(4) 法人が合併および破産手続開始の決定以外の理由により解散した場合 その清算人

(5) 県内において屋外広告業を廃止した場合 屋外広告業者であつた個人または法人の代表者

2 屋外広告業者が前項各号のいずれかに該当するに至つたときは、屋外広告業者の登録は、その効力を失う。

(登録の抹消)

第 23 条の8 知事は、屋外広告業者の登録がその効力を失つたとき、または第 26 条の2第1項の規定により登録を取り消したときは、屋外広告業者登録簿から当該屋外広告業者の登録を抹消しなければならない。

(講習会)

第 24 条 知事は、広告物の表示および掲出物件の設置に関し、必要な知識を修得させることを目的とする講習会を開催しなければならない。

2 前項の講習会に関し必要な事項は、規則で定める。

(業務主任者)

第 25 条 屋外広告業者は、県内において営業を行う営業所ごとに次に掲げる者のうちから業務主任者を選任し、次項に定める業務を行わせなければならない。

(1) 法第 10 条第2項第3号イの規定による国土交通大臣の登録を受けた法人が広告物の表示および掲出物件の設置に関し必要な知識について行う試験に合格した者

(2) 前条第1項の講習会の課程を修了した者

(3) 法第 10 条第2項第3号ロまたは法第 27 条の規定により他の都道府県または地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 252 条の 19 第1項の指定都市もしくは同法第 252 条の 22 第1項の中核市が行う講習会の修了者

(4) 職業能力開発促進法(昭和 44 年法律第 64 号)に基づく職業訓練指導員免許所持者、技能検定合格者または職業訓練修了者であつて広告美術仕上げに係るもの

(5) 知事が、規則で定めるところにより、第1号または第2号に掲げる者と同等以上の知識を有すると認定した者

2 業務主任者は、次に掲げる業務の総括に関することを行うものとする。

(1) この条例その他広告物の表示および掲出物件の設置に関する法令の規定の遵守に関すること。

(2) 広告物の表示または掲出物件の設置に関する工事の適正な施工その他広告物の表示または設置に係る安全の確保に関すること。

(3) 第 25 条の3に規定する帳簿の記載に関すること。

(4) 前3号に掲げるもののほか、業務の適正な実施の確保に関すること。

(標識の掲示)

第 25 条の2 屋外広告業者は、規則で定めるところにより、その営業所ごとに、公衆の見やすい場所に、名称または氏名、登録番号その他規則で定める事項を記載した標識を掲げなければならない。

(帳簿の備付け等)

第 25 条の3 屋外広告業者は、規則で定めるところにより、その営業所ごとに帳簿を備え、その営業に関する事項で規則で定めるものを記載し、これを保存しなければならない。

(屋外広告業を営む者に対する指導、助言および勧告)

第 26 条 知事は、県内で屋外広告業を営む者に対し、良好な景観を形成し、もしくは風致を維持し、または公衆に対する危害を防止するため必要な指導、助言および勧告を行うことができる。

(登録の取消し等)

第 26 条の2 知事は、屋外広告業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、または6月以内の期間を定めてその営業の全部もしくは一部の停止を命ずることができる。

(1) 不正の手段により屋外広告業者の登録を受けたとき。

(2) 第 23 条の4第1項第2号または第4号から第7号までのいずれかに該当することとなつたとき。

(3) 第 23 条の5第1項の規定による届出をせず、または虚偽の届出をしたとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、この条例もしくは法に基づく他の地方公共団体の条例またはこれに基づく処分違反したとき。

2 第 23 条の4第2項の規定は、前項の規定による処分をした場合に準用する。

(監督処分簿の備付け等)

第 26 条の3 知事は、屋外広告業者監督処分簿を備え、これを一般の閲覧に供しなければならない。

2 知事は、前条第1項の規定による処分をしたときは、前項の屋外広告業者監督処分簿に当該処分の年月日および内容その他規則で定める事項を登載しなければならない。

(報告および検査)

第 26 条の4 知事は、県内で屋外広告業を営む者に対して、特に必要があると認めるときは、その営業につき、必要な報告を求め、またはその命じた者に営業所その他その営業に関係のある場所に立ち入らせ、帳簿、書類その他の物件を検査させ、もしくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

※これらの他、滋賀県屋外広告物条例施行規則もご確認ください。

以上